

広報

あすかみ

しゃくなげ公園の
「しゃくなげ」

6
2011

NO.473

KUMAMOTO



MIZURAMI

地域を元気に・ 住みよいむらづくりを目指して



心地よい風が青葉を揺らすこの季節、村民の皆様には益々ご壮健でお過ごしのこととお喜び申し上げます。

この度、第十四代水上村長として五月一日に就任し、これからの村政を担う重責に心引き締まる思いであります。

さて、現在の日本を取り巻く情勢は、三月十一日発生した東日本大震災により、かつて直面したことのない危機に見まわされており、今後国民全体のライフスタイルを見直さなければならぬ程の大きな影響を与えております。未だ復興の兆しも遠く、普段の生活もままならない被災地での生活を余儀なくされておられます被災者の方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、尊い命を奪われた方々のご冥福をお祈り致します。

新たな第一歩を踏み出した今、先行き不透明な経済状況、安定しない社会情勢と、地方を取り巻く環境は依然として厳しく、自主財源が乏しい小規模自治体にとって、財源や人材など限られた社会資本を有効に活用した、安定的な行財政運営が求められていると存じます。この様な時代を迎え、「地域を元気に・住みよいむらづくり」を目指し、今後、住民の皆様の声をしっかり聞き、対話の中からよりよい知恵を出し合い、恵まれた自然環境の中、次世代に誇れる水上村を創っていかねばならないと考

えております。

今年、天皇陛下に水上村の米を献上する献穀事業が行われます。これは昭和四十三年、昭和天皇に献上してから四十三振りの事です。五月二十五日には、本野地区の献穀田で御田植祭が行われ、これから、献上されるまでの数ヶ月間、黄金色に染まる稲穂になるまで大切に育てられて行きます。

このように、日々見守られて育つ献穀米と同様、本村でも大切に育てて行かなくてはならない、先人が培ってきた多くの宝物があります。

それは、歴史であり、文化であり、何より人情味豊かな「人」であります。また、これらを担う子ども達も元氣一杯勉学に励み、小さな村を元気づけています。この大切な宝物を守り続け、また、村の発展に結びつけることは、今後とても重要なことだと思っております。

本村は、これまで皆様方のご尽力で歩んでまいりました。これまでの発展を無駄にすることなく、子ども達の夢を育て、若者の言葉に耳を傾け、経験豊かな先輩方のご経験と豊富なお知恵を拝借し、今後も村民の皆様方が安心して生活できる環境を作って行きたいと思っております。

最後になりましたが、これから、村民の皆様のご期待にお応えすべく、日々全力で職務を全うしたいと存じますので、皆様の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

平成二十三年五月

廣瀬親吾

長年のご厚情に感謝申し上げます



日々、新緑の色を増します今日この頃、村民の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、四月三十日をもって任期満了となり、水上村長の職を退任いたしました。

顧みますと四期十六年の長きにわたり、村政を担当し健全財政と生活環境の整備、更には自然を守り、そして安心で安全な住み良い村づくりを目指して微力ながら努力してまいりました。

阪神淡路大震災が発生した平成七年、村民の皆さんの温かいご支援を賜り、無投票による初当選の栄を受け、十三代の水上村長に就任いたしました。

就任した年、記念すべき水上村制百周年を迎え記念式典を挙行し、平成十一年には熊本国体が開催され、市房山神宮で炉火採火式を行い、この水上から聖火リレーがスタートいたしました。

平成十四年には、平成の町村合併についての議論が持ち上がり、水上、湯前、多良木の町村合併任意協議会が組織され検討されましたが、合併は決裂し協議会も解散いたしました。

平成十一年までは、国の景気もよく地方交付税も順調に伸びていましたが、平成十二年、小泉政権による三位一体の改革が始まり年々減額され、政権が交代しても未だに回復しない大変厳しい財政運営が続いております。今後も東北の未曾有の大災害によ

り、財政的には更に厳しくなる事も予想されます。

その中であって、国及び県のご協力があり、国道バイパスの開通、ループ橋、佐本橋の改築が実施され、村の施設も、湯山小学校、各保育所、給食センター、岩野公民館、保健センター等の整備を行い、生活環境では、簡易水道や下水道等の整備も完了する事が出来ました。

また、生命財産を守る上球磨消防署東分署の設置および球磨郡公立多良木病院の整備、広域事業による、ごみ、し尿処理施設の整備も出来ました。

村の憩いの場としての公園整備も進み、「ほいほい広場」「もとゆの森」「もみじ公園」等の整備が進み、長年の懸案でも有りました、湯山峠の椎葉村と水上村との境界も確定いたしました。しかし、過疎化少子高齢化の波が襲い、古屋敷保育所の閉鎖に続き古屋敷小学校の閉鎖という悲しい出来事も有りました。

この間十六年、実に多くの村民の方々との出会があり、皆様には生涯忘れる事が出来ない程の温かい御支援と御協力を賜りました。ここに、皆様方の長年に渡りますご厚情に対しまして衷心から厚く感謝とお礼を申しあげ、今後ともあいかわらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

最後に、水上村のますますのご発展と、皆様方のご活躍ご多幸を心より祈念申しあげまして村長退任のご挨拶と致します。

平成二十三年四月

成尾政紀

第三回 水上村議会臨時会

四月の統一地方選挙後の初議会（平成二十三年第三回臨時会）が、五月十日に一日間の会期でありました。

今回は議長の選挙があり、指名推薦により第十七代目の水上村議会議長に大石長一郎氏、副議長に立尾一喜氏が決定しました。（常任委員会構成等、下記参照）この後、監査委員の選任同意、専決処分の承認事項二件が提案され、慎重に審議された結果、原案どおり可決されました。

■人事案件

○水上村監査員の選任同意について
■専決処分の承認を求めることについて

○水上村国民健康保険条例の一部を改正する条例
 ○水上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

■その他

○議員派遣の件について
 ○継続審査申出書

新議会議員のご紹介

各常任委員会の構成については次のとおりです。

（紹介については議席順です）

※敬称略

米本 宗徳 二期目
 総務文教常任委員会委員
 人吉球磨広域行政組合議会議員



荒嶽 晋 一期目
 総務文教常任委員会委員
 監査委員



米良 哲 一期目
 総務文教常任委員会委員
 人吉球磨広域行政組合議会議員



那須 正弘 一期目
 産業厚生常任委員会委員
 議会運営委員会委員
 公立多良木病院企業団議会議員



那須 良策 五期目
 産業厚生常任委員会委員長



大石 長一郎 六期目
 議長



飯田 佳司 六期目
 議会運営委員会委員長
 産業厚生常任委員会委員



富山 憲治 二期目
 総務文教常任委員会委員長
 議会運営委員会副委員長
 公立多良木病院企業団議会議員



立尾 一喜 三期目
 副議長
 産業厚生常任委員会副委員長



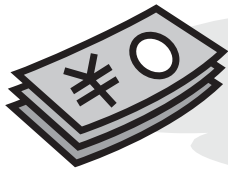
◎委員会構成

区分	総務文教常任委員会	産業厚生常任委員会	議会運営委員会
委員長	富山 憲治	那須 良策	飯田 佳司
副委員長	小野 頼年	立尾 一喜	富山 憲治
委員	荒嶽 晋	那須 正弘	那須 正弘
委員	米良 哲	飯田 佳司	小野 頼年
委員	米本 宗徳		

◎議会選出監査委員 荒嶽 晋

◎一部事務組合議会議員

公立多良木病院企業団議会	上球磨消防組合議会	人吉球磨広域行政組合議会
富山 憲治 那須 正弘	小野 頼年	米本 宗徳 米良 哲



村の家計簿

平成22年度下半期 村の財政事情



1. 平成22年度歳入歳出の状況

(1) 一般会計(平成21年度からの繰越明許費を含む)

一般会計予算総額 29億4,301万2千円

【1】歳入

(単位:千円)

科目	区分	説明	予算額 (A)		収入済額 (B)		収納率 (%)
			金額	構成比	金額	構成比	
村	税	村民の方々から納付していただいた税金	217,379	7.386%	217,799	7.926%	100.2%
地方	譲与税	国が国税として徴収し、基準によって村に譲与される税金	44,497	1.512%	44,496	1.619%	100.0%
利子	割交付金	県民税の利子を按分して村に交付	468	0.016%	468	0.017%	100.0%
配当	割交付金		124	0.004%	124	0.005%	100.0%
株式等	譲渡所得割交付金		53	0.002%	53	0.002%	100.0%
地方	消費税交付金	村への消費税交付金	21,451	0.729%	21,451	0.781%	100.0%
自動車	取得税交付金	県に納付された自動車取得税の70%を交付	7,566	0.257%	7,565	0.275%	100.0%
地方	特別交付金	地方税の減税に伴う減収額を補填するため国から交付	7,379	0.251%	7,378	0.269%	100.0%
地方	交付税	国から交付される	1,302,787	44.267%	1,538,112	55.975%	118.1%
交通安全	対策特別交付金	村が交通安全施設の整備を行うための交付金	850	0.029%	866	0.032%	101.9%
分担	金及び負担金	保育料などの分担金	27,124	0.922%	27,097	0.986%	99.9%
使用	料及び手数料	各種施設の使用料等	27,022	0.918%	25,278	0.920%	93.5%
国庫	支出金	国が交付する補助金等	352,434	11.975%	215,056	7.826%	61.0%
県	支出金	県が交付する補助金等	413,851	14.062%	347,956	12.663%	84.1%
財産	収入	村有財産の収入	5,580	0.190%	8,596	0.313%	154.1%
寄附	金		488	0.017%	993	0.036%	203.5%
繰	入金	基金からの繰り入れ金	523	0.018%	22	0.001%	4.2%
繰	越金	前年度からの繰越金	271,692	9.232%	245,576	8.937%	90.4%
諸	収入	コピー使用料等の雑収入	34,887	1.185%	38,961	1.418%	111.7%
村	債	国などから借り入れた借金	206,857	7.029%			
合	計		2,943,012		2,747,847		93.4%

【2】歳出

(単位:千円)

科目	区分	説明	予算額 (A)		支出済額 (B)		支出率 (%)
			金額	構成比	金額	構成比	
議	会	費	58,394	1.98%	56,890	2.24%	97.42%
総	務	費	502,074	17.06%	452,861	17.84%	90.20%
民	生	費	403,201	13.70%	366,766	14.45%	90.96%
衛	生	費	141,777	4.82%	129,556	5.10%	91.38%
労	働	費	1	0.00%			
農	林	水産業費	533,829	18.14%	450,050	17.73%	84.31%
商	工	費	150,541	5.12%	108,626	4.28%	72.16%
土	木	費	248,827	8.45%	184,325	7.26%	74.08%
消	防	費	95,890	3.26%	90,972	3.58%	94.87%
教	育	費	366,968	12.47%	290,439	11.44%	79.15%
災	害	復旧費	46,029	1.56%	17,809	0.70%	38.69%
公	債	費	390,479	13.27%	390,478	15.38%	100.00%
諸	支	出金	2	0.00%			
予	備	費	5,000	0.17%			
合	計		2,943,012		2,538,772		86.26%

(2) 平成22年度下半期までの収納支出額総括表

(単位：千円)

会計別	区分	予算現額	収納又は支出	予算現額に対する 収納・支出残額 (繰越明許費を含む)	予算現額に対する 収納支出の比率
一般会計	歳入	2,943,012	2,747,847	195,165	93.37%
	歳出	2,943,012	2,538,772	404,240	86.26%
	歳入歳出差し引残額		209,075		
国民健康保険 特別会計	歳入	387,374	343,823	43,551	88.76%
	歳出	387,374	333,940	53,434	86.21%
	歳入歳出差し引残額		9,883		
老人保健 特別会計	歳入	482	142	340	29.46%
	歳出	482	142	340	29.46%
	歳入歳出差し引残額				
簡易水道事業 特別会計	歳入	48,072	47,446	626	98.70%
	歳出	48,072	41,030	7,042	85.35%
	歳入歳出差し引残額		6,416		
農業集落排水事業 特別会計	歳入	76,460	76,611	△151	100.20%
	歳出	76,460	66,543	9,917	87.03%
	歳入歳出差し引残額		10,068		
下水道事業 特別会計	歳入	61,361	61,670	△309	100.50%
	歳出	61,361	60,108	1,253	97.96%
	歳入歳出差し引残額		1,562		
介護保険 特別会計	歳入	236,774	219,764	17,010	92.82%
	歳出	236,774	200,406	36,368	84.64%
	歳入歳出差し引残額		19,358		
林業集落排水事業 特別会計	歳入	9,130	9,128	2	99.98%
	歳出	9,130	8,616	514	94.37%
	歳入歳出差し引残額		512		
後期高齢者医療 特別会計	歳入	27,600	27,334	266	99.04%
	歳出	27,600	25,003	2,597	90.59%
	歳入歳出差し引残額		2,331		
総計	歳入	3,790,265	3,533,765	256,500	93.23%
	歳出	3,790,265	3,274,560	515,705	86.39%
	歳入歳出差し引残額		259,205		

3. 公有財産の状況

(1) 土地及び建物

平成23年3月末現在

区 分		土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)		
公有財産	行政財産	本 庁 舎	6,111.8	1,673.2	
		その他の施設	9,750.0	4,100.7	
		公用財産	学 校	49,231.3	15,434.1
			公 営 住 宅	27,110.6	7,332.6
			公 園	71,124.4	0.0
			その他の施設	23,424.8	3,660.9
		山 林	490,812.0	0.0	
	計	677,564.9	32,201.5		
	普通財産	公 園	99,815.4	3,124.7	
		その他の施設	37,145.7	4,466.4	
山 林		13,581,408.0	0.0		
その他の土地		1,277,458.6	0.0		
計	14,995,827.7	7,591.1			
合 計	15,673,392.6	39,792.6			

2. 村民一人あたりの税負担額

(単位：円)

税 目	細 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
村 民 税		22,500	21,511	21,063
固定資産税	九電分除く	22,127	20,886	21,414
	九電分含む	51,566	49,511	49,189
軽自動車税		2,471	2,660	2,668
たばこ税		2,188	2,086	1,998
入 湯 税		329	316	299
国民健康保険税		28,522	25,707	25,716

※各年度、調定額により算出。

(2) 公用自動車

平成23年3月末現在

用途別	台数	備 考 (左の内訳)
連 絡 車	14	議会事務局1, 総務課2, 税務課2, 企画観光課1, 住民福祉課1, 経済課2, 建設課2, 教育課3
貨 物 車	6	住民福祉課(水道車)1, 企画観光課(トラック)1, 総務課(ワゴン)2, 教育課(軽トラック)2
特 殊 車 両	2	企画観光課 1 総務課 1
保 健 指 導 車	1	住民福祉課 1
介 護 移 送 車	1	住民福祉課 1
マ イ ク ロ バ ス	2	総務課1, 教育課1
ス ク ー ル バ ス	3	教育課 3
給 食 車	1	教育課 1
緊 急 自 動 車	16	消防車 2, 積載車 14
計	46	
連 絡 車	1	(株)みずかみ1 (軽トラック)
計	1	
合 計	47	

4. 村債及び一時借入金の現在高

(1) 村債 (一般会計及び特別会計)

平成23年3月末現在 (単位：千円)

借 入 先	平成21年度末現在高	平成22年度借入額	平成22年度償還額	差引現在高	
1. 政 府 資 金	3,401,938	143,300	369,539	3,175,699	
内 訳	財 政 融 資 資 金	2,522,399	143,300	233,637	2,432,062
	簡 保 資 金	321,621		130,574	191,047
	郵 便 資 金	557,918		5,328	552,590
2. 公営企業金融公庫	529,974		36,806	493,168	
3. 肥 後 銀 行 他	135,218		28,292	106,926	
合 計	4,067,130	143,300	434,637	3,775,793	

(2) 一時借入金の現在高

一 時 借 入 金	なし	平成23年3月末現在
-----------	----	------------

5. 基金会計の現在高

(単位：円)

基金名	平成22年9月末 現在高	平成22年度下半期増減額		平成23年3月末 現在高
		歳入額	歳出額	
財政調整基金	1,002,855,576	2,024,041		1,004,879,617
減債基金	637,021,644	151,200,614		788,222,258
国民健康保険療養給付基金	205,581,699	339,432		205,921,131
ふるさと創生基金	136,778,625	205,167		136,983,792
いきいき人づくり基金	171,024,151	20,196,803		191,220,954
老人福祉対策基金	84,031,878	193,273		84,225,151
桜オーナー基金	7,730,000			7,730,000
高額療養貸付基金	1,619,131	3,238		1,622,369
土地開発基金	80,999,965	186,299		81,186,264
古川地域開発基金	34,826,386	80,100		34,906,486
簡易水道事業基金	2,428,051	3,804,856		6,232,907
林道事業に関する基金	267,507	535		268,042
湯前線対策基金	3,529,035	7,058		3,536,093
中山間地ふるさと・水と土保全基金	3,662,869	7,325		3,670,194
被災家屋復旧貸付基金	3,943,618	7,887		3,951,505
本野地区開発基金	2,689,147	5,378		2,694,525
交通安全対策基金	1,040,442	2,080		1,042,522
産業後継者育成 奨学貸付基金	4,550,000		300,000	4,250,000
奨学金貸与基金	7,832,000	2,223,162	3,120,000	6,935,162
介護保険給付準備基金	15,455,781	35,548		15,491,329
下水道事業基金	28,263,267	232,940		28,496,207
こども基金	62,376,743	40,093,565		102,470,308
介護従事者処遇改善基金	350,122	261		350,383
ふるさと応援基金	735,025	486,211		1,221,236
合計	2,499,592,662	221,335,773	3,420,000	2,717,508,435

森林セラピー No.1



Q 森林セラピーって何？

◆ 森林浴から一歩進んだ森林セラピー

森に足を踏み入ると、一面に緑が覆い、木々や土が香り、森に息づく命や力を感じることができます。

そしてその力は私達を癒し、リラックスさせてくれます。森林の持つこれらの効果は、これまでも「森林浴」として親しまれてきました。

しかし、その効果については医学的なデータが少なく客観的な根拠が整っていませんでした。



そこで

- ①唾液中のストレスホルモンや心拍変動
- ②血中の抗ガンタンパク質の変化など森林浴がもたらす生体反応を医学的に計測し、森の効果を医学的なエビデンス（証拠）に裏付けする。これを基に森林環境を利用した『心』と『身体』の健康に活かそうという取り組みが「森林セラピー」なのです。

いわば、一歩進んだ森林浴なのです。

水上村森林セラピー基地認定（平成22年4月）

認定の経緯

平成16年、森林のもつ「癒し」効果を科学的に解明し、その活用方法に関する研究を進めるために産・学・官が連携して「森林セラピー研究会」が発足しました。さらに平成17年から「森林セラピー総合プロジェクト」が立ち上がりました。

「森林セラピー研究会」は森林セラピーソサエティとして生まれ変わり、「森林セラピー総合プロジェクト」を引き継ぐ形で、各種プロジェクトが実践されています。

また、森林セラピーに取り組む団体の全国公募が行われ「森林セラピー基地」・「森林セラピーロード」の認定が始まりました。

水上村は、平成21年度に「心身の癒し効果の生理実験」を行った結果、第5期のセラピー基地（3団体）森林セラピーロード（1団体）として、全国42団体の基地として認定されました。これは熊本県で初の認定となりました。

認定は「三つ星」の3段階でランク付けされ、本村は「一つ星」として評価されています。今後、ランクアップを目指す場合は認定基準に基づいて総合的な審査を行い、その効果が検証されると格付けが上がることとなります。



水上村 消火協力隊発足

平成二十三年四月二十九日、水上村役場において消防団OBを中心に組織される「水上村消火協力隊」の入団式が開催されました。

消火協力隊は、消防団員が減少し、日中の火災に対応が困難とされる地区を対象に組織され、大規模災害時の援助活動等への出動や、所属する分団内で発生した火災を限定して出動します。



今回十四名の方が入団し、式では入団者一人ひとりに対し、蔵座幸一団長より辞令が交付されました。

隊として活動していく上での意気込みを込め、宣誓書を力強く読み上げました。

高齢化や過疎化が進み、消防団員の減少や確保が難しくなる中で、消火協力隊が担う役割は大きくなってくるものと思われまます。

協力隊の皆さんにはこれまで培ってきた経験や技術をいかに発揮し、村民の生命や財産を守るために頑張ってくださいと思います。

今回入団された方々です。
 (一)内は所属する班(地区)になります。

藤本 秀男(里坊)	石山 一孝(高澄)
愛甲 純一(里坊)	高橋 春喜(高澄)
小川 正勝(川内)	白瀧 正志(古屋敷)
山田 憲夫(川内)	森山喜久義(古屋敷)
米良 哲(川内)	椎葉 正美(古屋敷)
小川 聡(川内)	右田 政光(古屋敷)
那須 政志(舟石)	
西本 初喜(舟石)	

(敬称略)

市房山 山開き

平成二十三年四月十七日(日)、市房山の山開きを開催し、神事には約七十名が参加され、一年の安全が祈願されました。その後、テーパーカットを行い、一般登山者は頂上目指して出発されました。

※これから、梅雨期を迎え登山道も滑りやすくなります。天候には十分注意して、安全な登山となるよう万全の体制で登山をお楽しみ下さい。



ひしゃくなげ祭り開催

平成二十三年四月二十九日(金)、江代地区白水公園の安全祈願祭としやくなげ祭りが開催されました。午前十時から行われた安全祈願祭では、白水の吊り橋や周辺の安全を祈願。引き続き、しゃくなげ公園で「しゃくなげ祭り」が開催されました。今年のしゃくなげは寒の戻りの影響で開花が少し遅れました

が、会場は村内外のお客さんで賑わっていました。熱気溢れるステージでは、恒例の「ひしゃく投げ」で会場内も大盛り上がり。地区住民が一体となったお祭りは終日楽しい一日となりました。



恒例のひしゃく投げ大会

服部氏特旨叙位従六位受章

元水上村議会議長で、今年一月に逝去された故服部重實さん（湯山覚井）が特旨叙位従六位を受章され、四月二十二日に水上村役場で伝達式が行われました。

の発展に取り組みました。また、村議の傍ら昭和六十三年から平成十五年まで、水上村商工会長として、村の商工発展にも貢献されました。式には、奥様の多喜恵さんが出席し、位記を受け取られました。

服部さんは、昭和五十年に水上村議会議員に初当選以来、平成七年までの五期二十年にわたり在職され、昭和五十八年から平成三年までは水上村議会議長、また同三年から七年までは水上村議会議長として地域



行政相談所の開設

「毎月第3木曜日」に行政相談所を開設しています。行政サービスに関する意見などお気軽にご相談ください。

6月は16日(木)
午後1時～午後3時
場所：水上村役場
二階和会議室

◇お問い合わせ先
水上村役場
総務課
TEL44-0311



納期内納付にご協力ください。

★6月の税金

住民税（1期）
国民健康保険税（2期）
後期高齢者医療保険料（2期）

納期限：6月30日(木)
口座振替日：6月27日(月)



★納税は口座振替で

毎月25日に、口座から引き落とします。わざわざ納税に出向く必要がなく、納め忘れがありません。

手続きは、預金通帳と印鑑（届出印）を持参され、取扱い金融機関の窓口へお申込みください。

取扱い金融機関の窓口

肥後銀行・JA球磨・熊本県信用組合・
ゆうちょ銀行・熊本ファミリー銀行

税・使用料等のお問い合わせ先

水上村役場

- ・税務課（44-0316）：村県民税・固定資産税・軽自動車税
- ・住民福祉課（44-0313）：国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料・保育料
- ・建設課（44-0315）：住宅料・下水道料
- ・教育課（44-0333）：給食費・奨学金・教員住宅料

農地法関係の申請にかかる処理スケジュールのお知らせ

1 はじめに

農地は農業の生産基盤であると同時に、水資源のかん養や国土保全など、その多面的機能を有する有益な国土資源です。売買や貸借、さらには宅地や山林など他の用途に変更（農地転用）する場合は、他の不動産とは異なり、農地法の許可が必要となります。

許可申請は、市町村の農業委員会に提出することになっています。

農業委員会では、農地の権利取得者として適格か、農地転用事業の確実性など、法律に基づき様々な観点から審査します。

2 権利移動の態様と農地法の規制条項

農地	— 売買・貸借等の権利移動 —	— 耕作目的（農地のまま）・・・農地法第3条
		— 他用途に変更（転用）・・・農地法第5条
	— 権利移動を伴わない転用・・・農地法第4条	

3 許可権者と申請先

農地法の規制条項	許可権者	申請書の提出先
第3条	その農地のある農業委員会	左記と同じ
第4条	県知事	その農地のある農業委員会
第5条	県知事	その農地のある農業委員会

4 許可（不許可）処分までのスケジュール

(1) 農地法第3条申請

申請書の受付→申請内容の審査→現地調査→総会での審議→許可（不許可）指令書の交付

(2) 農地法第4、5条申請

申請書の受付→申請内容の審査→現地調査→総会での審議→意見を付して申請書を県知事に進達→県の許可（不許可）指令書が農業委員会を経由して交付

5 農業委員会の作業スケジュール

(1) 申請書締切日：毎月20日（緊急・やむを得ない場合を除く。）

(2) 申請書の記載内容の審査：おおむね3日間

(3) 現地調査：原則として総会開催日の午前中

(4) 農業委総会での審議：原則として毎月1回月末に開催

↓
第3条：許可（不許可）指令書交付

↓
第4、5条：意見を付けて県知事に進達

↓
農業委員会を通じて、許可（不許可）指令書交付

6 農地法関係の申請にかかる標準処理期間（通常要すべき標準的な期間）

申請書受付からおおむね30日（第3条の許可（不許可）指令書交付。第4、5条の県知事への進達）

詳細については水上村農業委員会にお問い合わせください。 Tel 44-0314

7月1日^(注)からお米の産地伝達が必要です。 (米トレーサビリティ法がスタート)



(注) 産地伝達は、平成 23 年 7 月 1 日以降に生産者から譲り渡された米穀が対象となります。

米トレーサビリティ法は、米穀事業者に対し、米穀等の記録・保存および産地情報の伝達を義務づけることにより、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図るとともに、産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進ならびに農業およびその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

対象者は、米・米加工品の生産・販売・提供等に関わる事業者です。詳しくは、お問い合わせ先まで。

【お問い合わせ先】
九州農政局消費・安全部地域第三課
Tel〇九六六一二二一五一四四

東日本大震災により被害を受けられた方へ 水上村からのお知らせ

東日本大震災により、被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

大震災により被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、水上村役場税務課 (Tel 4 4 - 0 3 1 6) にお問い合わせください。

	税制上の措置	概要
共通	申告・納付等の期限延長	平成 23 年 3 月 11 日以降に到来するすべての地方税の申告・納付等の期限が延長されています。
	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、お住まいの市町村の条例の定めるところにより税の減免を受けることができます。
県税	自動車取得税等の非課税措置	滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税及び平成 25 年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。
村税	個人住民税の軽減措置	住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。
	固定資産税の軽減措置	滅失・損壊した住宅の敷地についても、引き続き住宅用地として固定資産税の軽減措置を受けることができます。また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどをされた方も軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成 25 年度分までの軽自動車税が非課税となります。

なお、今回の大震災により滅失・損壊した自動車には、自動車税・軽自動車税は課せられません。また、津波で甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成 23 年度分の固定資産税は課されません。



山地災害防止キャンペーン実施中

キャンペーン標語：人ごとと 思わず活かそう よその災害

期間：平成23年5月20日～平成23年6月30日

山地災害の 危険信号を 見逃すな！

8つの危険信号に注意して下さい。

山地災害が起こる場合、山の斜面や川の流れをよく観察してみると、多くの場合、事前に危険信号と思われる変化がキャッチできます。

特につぎの8つの危険信号に注意して下さい。

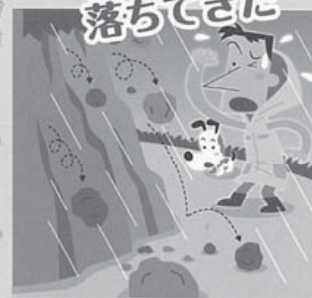


亀裂が
走った



山の木が傾いたり斜面に亀裂が走った

石が
落ちてきた



山の斜面から石が転がり落ちてきた

わき水が
止まった



今までかれたことのないわき水がとまった

わき水が
増えた



わき水の量が急に増えた

川が
にごった



川がにごり、流木が混ざりはじめた

水位が
下がった



雨が降り続けているのに川の水位が下がった

井戸水が
にごった



普段澄んでいる沢や井戸の水がにごってきた

地鳴りが
する



地鳴りの音が聞こえてきた



危険信号を キャッチしたら！

山くずれのおそれがある箇所では、
テレビなどの気象情報に注意しましょう。

すぐ避難！

危険を感じたら早めに指定された
場所へ避難しましょう！



すぐ通報！

災害が起こったら、
すぐ110番か119番に通報しましょう！



あぶない!! 災害の危険がある場所には
近づかないようにして下さい！



ふだんから

家族や地域ぐるみで山くずれ
のおそれがある場所や避難
場所について話し合うととも
に、実際に自分の目で確認し
ておきましょう。



～普段から、いざという時のために～

山崩れが起こる場所、危険箇所をよく注意してみると、危険信号と思われる変化が現れる場所が多くあります。普段から注意して見ておきましょう。

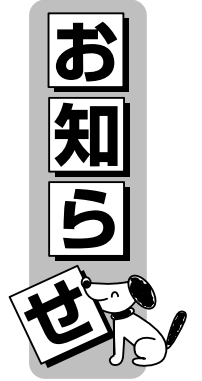
また、避難場所や避難経路についても日頃から家族や地域ぐるみで確認し合うとともに、降雨時にはテレビなどの気象情報に十分注意を払いましょう。

上記の危険信号を感じたら、水上村役場建設課または球磨地域振興局森林保全課まで連絡してください。もし、災害が起こったら、すぐに避難してください。

〔連絡先〕

水上村役場・建設課
TEL(直通)44-0315

球磨地域振興局森林保全課
TEL(直通)24-4191



球磨養護学校 「学習体験・見学会」

- ◆目的 本校児童生徒の学習活動の参観や学習体験をしていただき、発達面で課題のある幼児・児童・生徒の健やかな成長を目指した教育のあり方について、共に理解を深め合う。
- ◆期間 毎年六月、九月、十月に随時、個別に実施します。(その他の期日を御希望の場合は御相談ください。)
- ◆会場 熊本県立球磨養護学校
- ◆対象者
 - ・人吉、球磨、水俣、芦北地区の四歳以上の幼児・小学生・中学生及びその保護者担任の方々
 - ・来年度本校高等部受検を検討されている中学生及びその保護者、担任の方々
- ◆内容 施設・設備の見学、学習見学、学習体験、教育相談
- ◆その他
 - ・学習体験者は動きやすい服装で御参加ください。
 - ・当日は上履き、飲み物、弁当(午後も参加の方)を持参ください。
 - ・申し込みについては一週間前までに連絡先にご連絡下さい。

◆連絡先

熊本県立球磨養護学校
 〇九六六一四二一三七九二
 〇九六六一四二一六九三八
 住所 球磨郡多良木町多良木四二一七
 担当者 教頭 井上龍一

県産木材(九十本を上限)と畳表(八枚を上限)をセットにしてプレゼント(くまもと地産地消の家づくり推進事業)

県内で新築をされる県民の皆様は県産木材と畳表の良さを実感していただき、地産地消への意識を高めていただくために百五十戸限定でプレゼントします。多数の方に応募していただきますようお願いいたします。

募集期間は、(第一回)五月十日(火)～六月六日(月)、(第二回)八月十五日(月)～八月二十九日(月)、(第三回)十一月十四日(月)～十一月二十八日(月)、(第四回)平成二十四年一月六日(金)～一月二十日(金)

条件などの詳細は、左記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
 (社)熊本県木材協会連合会
 〒八六二一〇九五四
 熊本市神水一丁目一一番一四号(熊本県木材会館内)
 〇九六一三三二一七九一九

国民年金の 保険料のお支払いが 困難なときは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の七月から翌年の六月分までです。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

お問い合わせ先

住民福祉課

四四一〇三一一



出張年金相談予約制のご案内

八代年金事務所では人吉、球磨地区のおお客様への出張年金相談を開設しておりますが、お客様に会場でお待ちいただく時間の短縮のために「年金相談の予約制」を実施しています。

7月～9月の開催予定

	多良木会場 (定員60名)	人吉会場 (定員45名)
場所	多良木町役場	人吉カルチャーパレス
7月	7日(木)	21日(木)、27日(水)
8月	4日(木)	18日(木)、25日(木)
9月	1日(木)	15日(木)、22日(木)

ご相談時間 午前9時40分から午後3時20分まで

ご予約は先着順となりますので、ご希望にそえない場合があります。その場合は予約担当者から代替日、時間、会場のご案内をさせていただきます。

お問い合わせ 水上村役場住民福祉課 TEL 44-0313

ご予約の方法

ご相談者様の年金手帳をご準備ください

八代年金事務所 お客様相談室
 出張相談予約担当までお電話下さい。
 0965-35-6123
 受付時間 午前9時から午後5時まで

ご希望会場及びご希望日、ご相談内容、ご相談者様のお名前、基礎年金番号、電話番号をお伝え下さい。

ご予約受付番号を受け取り、メモを残してください。

☎〇九六一三八二一七八九三
<http://www.kumamotonokri.com>

八代地域農業協同組合い業センター
 〒八六六一〇〇四三

八代市古城町二六八〇
 ☎〇九六五一三五一四二二一

県産材利用推進班（内線五六四一）
 〒八六二一八五七〇

熊本市水前寺六一一八一
 ダイヤルイン〇九六一

三三三二二四四八
 熊本県農林水産部生産局農産課 い業・特産班（内線五三八〇）

〒八六二一八五七〇
 熊本市水前寺六一一八一

ダイヤルイン〇九六一
 三三三二二四四八

熊本県農林水産部生産局農産課 い業・特産班（内線五三八〇）

※資料については、水上村役場経済課（☎四四一〇三一四）にもあります。

国家公務員採用Ⅲ種試験（高等学校卒業程度）の実施について

人事院では、高等学校卒業程度の試験として、「平成二十三年度国家公務員採用Ⅲ種試験」を実施します。

【受験資格】平成二年四月二日～平成六年四月一日生まれの者

【受付期間】六月二十一日（火）～六月二十八日（火）

【第一次試験日】九月四日（日）（九州地区では八試験

地で実施）

【問い合わせ先】人事院九州事務局
 〒八二一〇〇一三
 福岡市博多区博多駅東二一〇一

☎〇九二一四三二一七三三三
<http://www.jinji.go.jp/>

（人事院ホームページ）
 ※「国家公務員試験採用情報ナビ」からお入りください。

働きたいあなた、働いているあなたを応援します！

しごと相談・支援センターについて

しごと相談・支援センターは就職したい、仕事の悩みを解決したい人をサポートする熊本県の機関です。提供しているサービスは、就業支援相談・労働相談・情報提供・キャリアカウンセリング・パート職業紹介・技術講習会などです。

詳細については、左記にお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ 熊本県くまもと県民交流館 しごと相談・支援センター
 ☎〇九六三三五五〇四三〇九

☎〇九六三三五五〇四三一七
 （就業相談窓口）

☎〇九六三三五五〇二二二四
 （労働相談窓口）

☎〇九六一三五二一三六二三
 （午前九時～午後七時、土日祝日も受付、休館日は月一程度）

E-mail:労働相談: <http://>

www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/e-mail-roundou.html
 HP: <http://www.parea.pref.kumamoto.jp/sigotosen/>

家事問題相談会開催のご案内

熊本県青年司法書士会で、離婚・DV問題の無料相談会を開催します。離婚（離婚したい、夫婦関係を円満にした）、離婚に伴う財産分与・養育費・親権・面接交渉権・年金分割）や、配偶者や交際相手から受ける身体的・精神的・経済的な暴力に関する法的問題について無料でご相談をお受けします。ご予約は不要ですので、お気軽にご相談下さい。

◆日時 平成二十三年六月十八日（土）午前十時～午後四時

◆面接のご案内
 熊本県司法書士会館二階（熊本市大江四丁目四番三四号）

◆電話での相談
 ☎〇九六一三六四一〇八〇〇

◆主催 熊本県青年司法書士会
 後援 熊本県司法書士会

◆相談料 無料

◆お問い合わせ先
 司法書士 松尾英美

☎〇九六一〇一一四九九二
 司法書士 杉本沙奈映

☎〇九六一二九四一九三〇一

平成23年度林業技能講習のご案内

熊本県では、林業に従事する方々のために、林業技能講習を行っています。

技能講習項目	予定人員	講習期間	申込期限	場所
小型移動式クレーン運転技能講習	20	平成23年7月4日～7月6日(3日間)	6月3日	熊本県林業研究指導所
玉掛け技能講習	20	平成23年7月7日～7月11日(3日間)	6月3日	
はい作業主任者技能講習	20	平成23年7月14日～7月15日(2日間)	6月10日	
林業架線作業主任者講習	40	平成23年7月19日～8月5日(14日間)	6月10日	
車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込み用及び堀削用)	40	平成23年9月5日～9月9日(5日間) 平成23年9月5日～6日,9月12日～14日(5日間)	8月5日	

技能講習は労働安全衛生法に基づく資格が得られます。

応募条件：県内で林業に従事している満18才以上の方

◎問い合わせ先

熊本県林業研究指導所

〒860-0862 熊本市黒髪8丁目222-2 TEL 096-399-2222

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/ringyoukenkyusidouyotop/>

又は、最寄りの県地域振興局林務課まで

※募集要領や申請書などは、水上村役場経済課（TEL 44-0314）にもあります。

おもてなし活動を支援します!

訪れる方を温かい“こころ”でお迎えするおもてなし活動への支援を行います。学校やNPO法人、市民グループなどの**団体**が対象になります。

応募は、申請書に必要事項を記載し、県観光課あてにご郵送ください。
応募要領や申請書用紙、取組事例等は、ホームページに掲載しています。

◎募集期間：(第1期) 6月1日～6月30日
(第2期) 10月3日～10月31日

◎助成額上限：1事業あたり30万円

◎取組事例：おもてなしグッズの製作、まちめぐり案内板など
ホームページ 熊本県観光サイト・なごみ紀行「お知らせ」に掲載

■問い合わせ先/熊本県観光課 TEL096-333-2332

■提出先/〒862-8570 熊本県観光課内 **ようこそくまもと大作戦係**

◆ 球磨郡医師会休日在宅医当番(6月) ◆

月	日	曜日	上 球 磨	中 球 磨	その他地域	小 児 科
6	5	日	こんどう整形外科 (TEL 45-6555)	田中医院 (TEL 38-0061)	権頭医院 (TEL 36-0008)	たかはし小児科内科医院 人吉市相良町 (TEL 24-2222)
6	12	日	古城病院 (TEL 44-0321)	高田内科医院 (TEL 38-3677)		公立多良木病院小児科 多良木町 (TEL 42-2560)
6	19	日	そのだ医院 (TEL 43-2063)	深水内科医院 (TEL 38-3221)		やまむら医院 あさぎり町 (TEL 45-0005)
6	26	日	宮原医院 (TEL 42-2082)	酒瀬川内科 (TEL 38-0050)		増田クリニック 人吉市五日町 (TEL 22-3570)

※予定のため、変更になる場合もございますので、ご了承ください。

◆ 休日当番薬局(6月) ◆

月	日	曜日	当 番 薬 局	そ の 他
6	5	日		
6	12	日	水上薬局(水上村) (TEL 47-8055)	清風薬局サンロード免田店(あさぎり町) (TEL 49-9600)
			高階誠心堂錦調剤薬局(錦町) (TEL 38-4940)	
			多良木いちご薬局(多良木町) (TEL 42-6888)	
			山口薬局(多良木町) (TEL 42-4123)	
犬童薬局(湯前町) (TEL 43-3903)				
6	19	日	エスエス堂きりん本町薬局(あさぎり町) (TEL 45-6330)	
6	26	日	山口薬局ピーチ店(多良木町) (TEL 42-7712)	
			つばめ薬局(錦町) (TEL 25-2500)	

※予定のため、変更になる場合もございますので、ご了承ください。

6月のごみ収集…美しい水上 3R(リデュース・リユース・リサイクル)・温暖化防止活動に参加しましょう。

		資源ごみ / 燃えないごみ						
		日	月	火	水	木	金	土
6	5	6	7	8	9	10	11	2日:燃えないごみ 鉄くず、ガラス、陶器
	12	13	14	15	16	17	18	9日:アルミ缶・スチール缶 透明びん・茶色びん
	19	20	21	22	23	24	25	16日:燃えないごみ 鉄くず、ガラス、陶器
	26	27	28	29	30			23日:アルミ缶・スチール缶 透明びん・茶色びん
								30日:燃えないごみ 鉄くず、ガラス、陶器
燃えるごみ:6日・13日・20日・27日								

6月は、環境月間です。

6月は「環境月間」として定められています。

温暖化をはじめ地球規模の環境問題が深刻化している今、一人ひとりが環境に優しい取り組みを自主的に行うきっかけとなるよう毎年全国各地で環境美化活動などの様々な行事が行われています。

水上村でも、一日一汗運動、ダム周辺の桜の下刈り作業、村道手入れなど身近なところで、地域にあった環境づくり、地域の活性化策をうまく組み合わせた行事として展開、行動していただいています。

地球温暖化の主な原因のひとつである二酸化炭素は、私たちの日常生活や経済活動から発生しています。

地球温暖化を防ぐためには、省エネや省資源など身近なことから、一人ひとりが取り組むことが大切です。家庭の中で節電や節水などの省エネ行動等に取り組み、電気・ガス・水道・ガソリンや軽油の使用について考えてみる機会です。

水上村役場 住民福祉課 TEL 44-0313

地デジの準備はできましたか？

現在放送しているアナログ放送は「7月24日」で終了します。デジタル放送をご覧いただくための準備はお済みでしょうか？

○デジタル放送に関して、分からない方・お困りの方は、総務省「デジサポ熊本」まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

※電話でのお問い合わせ先

096-300-8800

総務省「デジサポ熊本」

受付時間 午前9時から午後6時まで
(平日のほか、土・日・祝日も)

水上村役場 総務課でも
ご相談をお受けします。

TEL 44-0311

【担当：堤田】



©日本放送協会 2009

人のうごき

平成23年3月末現在

●今月の人口●

男 ……1,166人
女 ……1,328人
計 ……2,494人
戸数 ……938戸

村花 ……シャクナゲ
村木 ……スギ
村鳥 ……セキレイ



村花「シャクナゲ」

6月の行事予定

6月6日(月)

- 水上村防災会議 (役場)
- 市房山遭難事故防止対策会議 (役場)

※予定ですので、変更になることがあります。





「溪流の女王・ヤマメ」を放流しました。

水上村と球磨川漁協では、3月29日と5月6日に、球磨川・湯山川・小川内川水系の村内全域に、ヤマメの稚魚14万4千尾を放流しました。ヤマメ放流は、水産・観光資源確保と清流を守るために毎年行っており、3月1日の解禁後は「溪流の女王」を求めファンで河川は賑わっております。

5月6日の湯山地区新川において、湯山小学校6年生のみなさんがヤマメ放流を体験しました。放流した4～5cmの稚魚は、2年後には20cmほどに大きく成長することでしょう。

「溪流釣りはマナーを守って下さい」

水上村・球磨川漁業協同組合からのお願いです。



胡蝶蘭(蘭へらん科)別名:ファレノプシス

開花時期は十二月～五月(温室での感知栽培なので、一年中出荷しています)

原産地はヒマラヤ・インド・東南アジア・台湾。色は、白、紅、ピンク、黄色。

名前の語源については、花が蝶の舞っている姿に似ているところからつけられました。

花言葉:「幸福が飛んでくる」「愛の恋」